

門地二品について

川合 安

はじめに

41 門地二品について (川合)

六朝時代を特徴づける政治的社会的支配階層としての貴族が形成される契機として、九品官人法が重視されてきた。九品官人法は、本来個人の才徳を重視するものであったが、その運用の過程でしだいに出自重視に傾き、官僚を輩出する家の特定化が進んで、門地二品といわれる貴族層が成立したと説明されている。この門地二品という語を用いて、門閥貴族層の形成過程をはじめて説明したのは、宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史―』であり、今日のわが国における通説的理解はこの宮崎説にもとづくものである。ところで、この門地二品という用語は、『宋書』卷六〇范泰伝にみえるが、その解釈については、中国の研究者の間で宮崎市定氏とは異なる見解が行われている。この見解の相違は、六朝社会の性格規定の問題と深くかかわる重大な論点であ

ると考えるので、本稿では、『宋書』卷六〇范泰伝にみえる門地二品について、改めて考察を加え、さらに進んで門地二品とともに、従来門閥貴族社会論を構築する際の根拠とされてきた姓譜の盛行や門閥批判論(『宋書』卷九四恩倖伝序等)にも検討を加え、いわゆる南朝門閥貴族社会の実相に迫りたいと思う。

一 門地二品

門地二品という語は、『宋書』卷六〇范泰伝所載の范泰の上表にみえるのが、史料上唯一の事例である。この上表は、劉宋王朝成立後もない永初二年(四二二)、国子学設立の議が行われ、金紫光禄大夫の范泰が国子祭酒を領職することになった際に提出されたものであって、その一節に次のようにみえる。

昔中朝助教、亦用二品。潁川陳載已辟太保掾、而国子取為助教、即太尉准之弟。所實在於得才、無繫於定品。教学不明、獎厲不著。今有職閑而学優者、可以本官領之。門地二品、宜以朝請領助教、既可以甄其名品、斯亦教学之一隅。其二品才堪、自依旧從事。

宮崎市定氏は、右の記述に、

昔西晋の国子助教はまた郷品二品の者を用いたり。潁川の陳載は已に太保掾に辟せられしに、国子監より取りて助教(八品)となせり。即ち太尉陳准の弟なり。貴ぶ所は才を得るにありて、郷品に拘泥することなし。教学の明かならざる事は奨励の著われざるによる。いま朝臣中、職閑にして学優なる者あらば、本官を以て助教を領せしむべし。門地(従つて郷品)二品の初任者ならば、宜しく奉朝請(六品)を以て助教を領せしめん。然らばその名譽を明かにするに足り、これまた敦学の一端となすべし。その門地(従つて郷品)低くして、その才の二品に相当する者は、自らその位に従つて助教に任ぜん。

という解釈を付したうえで、これにもとづいて、「才は二品と認められても、もしも門地がなければ郷品二品は与えられなかつたのである。郷品は全く門地によって決定され、門地二品という貴族階級が厳然として成立していたのであ

る」と、論ぜられたのであつた。

宮崎氏の上表文の解釈について、まず指摘しておくべき点は、国子助教の官品についてである。宮崎氏は、『通典』卷三六職官一八「魏官品表」によつて、西晋の国子助教を八品とされたのであろう。だが、『唐六典』卷二「国子監」国子助教の注に、「晋武帝初立国子学、置助教十五人、官品視南台御史、服同博士。」とあり、南台御史は六品であるから、国子助教も六品である。この点については、福原啓郎氏や閻歩克氏も指摘するように、六品と考えるべきであらう。

次に、より大きな問題点として、上表文にみえる「門地二品」「二品才堪」の解釈を検討する必要がある。宮崎氏の解釈では、「門地二品」とは郷品二品を付与された者であり、「二品才堪」とは郷品は二品より低い才能が二品に相当する者である。宮崎氏の解釈の妥当性を検討するためには、まず「門地二品」、「二品才堪」というそれぞれの用語、とりわけ後者の解釈の根拠を確認しておく必要がある。宮崎氏がこの四字句を「才の二品に相当する者」と解釈する根拠は、とくに明示されているわけではないが、『宋書』卷一四礼志一にみえる次の記事であらう。

晋武帝泰始八年、有司奏、「太学生七千余人、才任四品、聽留。」詔、「已試絳者留之、其余遣還郡國。大臣子弟

堪受教者、令入学。」

晋の武帝の泰始八年(二七二)、有司が上奏しているには、「太学生七千余人のうち、才が四品にたえるものは、太学に留まることをゆるされるようにしてはいかがでしようか。」と。詔しているには、「すでに經の試験をして合格した者はこれを留め、そのほかは郡国にかえらせるように。大臣の子弟で教学を受けるにたえる者は、入学させるように。」と。

とあり、この「才任四品」と同様に「二品才堪」を解釈して、「才が二品にたえる者」と解釈されたのではないかと考える。すなわち「二品才堪」は「才堪二品」であるが、「二品」を前に出して強調した表現、「二品は二品でも才能が二品にたえる者」ということになろう。ただ、この「才が二品にたえる者」という解釈は、それが郷品二品ではないということには直結しない。「才が二品にたえる」ことにより郷品二品を付与されたという解釈もあり得るからである。事実、そのような解釈もあるので、ここでそれらの解釈も紹介しておくのが便利であろう。

43 門地二品について (川合)

宮崎氏以外で、范泰上表の「門地二品」と「二品才堪」についての解釈を提示した研究は、管見の限り、わが国にはみられず、中国にみられる。まず、唐長孺氏は、「門地二品」は「家世」(家柄)のみによって二品に列したもので、「二

品才堪」は家柄のみでなく確かに才能のあるものである、という。唐氏の解釈では、「門地二品」も「二品才堪」もともに二品であるが、「門地二品」が家柄のみであるのに対して、「二品才堪」は家柄も才能もあるという点に違いがあることになる。この唐氏の解釈はユニークであり、「門地二品」には奉朝請で国子助教を領職させることで勉学の機会を与えるが、「二品才堪」にはその方式を適用せず、旧来の方式によって秘書郎や著作郎等の一流の起家官で起家させるという解釈になる。唐説では宮崎説とは正反対に、「門地二品」の上位に「二品才堪」が位置づけられるのである。なお、唐説では「門地二品」も「二品才堪」もともに二品と考えているが、その場合の二品は論旨から「九品論人中的二品」を指すと考えられるから、宮崎説の郷品二品のことである。すなわち、「門地二品」と「二品才堪」をともに郷品二品であると考える点でも、唐説と宮崎説とは大きく異なっているのである。

次に、胡宝国氏は、唐氏の説を批判して、「二品才堪」は「門地二品」と区別して列挙されているので、「二品才堪」には家柄は含まれず、もっぱらその才能によって二品となった者である、という。一方、「門地二品」も「二品才堪」もともに二品(郷品二品)であるという点は、胡氏も唐長孺説と同じである。

この胡宝国説と同様の見解をとるのが、閻歩克氏である。同氏は、

中正二品というひとつの等級が、「門地二品」と「二品才堪」とに区分され始めた。前者はもっぱら門第によるものであり、後者は才学ある者に道を開くものである。これによって旧士族や寒流の新進に道を開き、それらの二品士流に参入した寒士あるいは寒人に、依然として門第二品に起家する貴游子弟と同等とはなりえないことを明示したのである。

以上のように、宮崎氏が「二品才堪」を郷品二品ではないとみるのに対し、中国の研究者は郷品二品であるとみる点に大きな相違のあることが確認できよう。そのほか、「門地二品」を「二品才堪」より上位とみる宮崎・胡・閻三氏と、その逆とみる唐氏との間でも見解が分かれているが、この点は、宮崎・胡・閻三氏のように「門地二品」が上位であると考えてよいだろう。要するに、「二品才堪」が郷品二品であるのか否かに問題はしばらくられてくるのである。

この「二品才堪」に相当する人物の実例として、胡宝国氏は『宋書』卷九四恩倖・阮佃夫伝附朱幼伝の記事を引用する。

(朱)幼、泰始初為外監、配張永諸軍征討、有濟弁之能、遂官涉二品、為奉朝請・南高平太守、封安浦県侯、食邑二百戸。

朱幼は、泰始元年(四六五)に外監となり、張永の諸軍が征討する際の配備をし、事務処理能力を發揮し、かくて官が二品となり、奉朝請・南高平太守となり、安浦県侯に封ぜられ、食邑は二百戸であった。

「官涉二品」の「二品」は、おおむね六品以上の流内官をいう。この「二品」という名称は、もとより郷品二品がおおむね六品官に起家することと関係しているが、この朱幼が「二品」になるとともに郷品二品を獲得したと見なしているかどうかは微妙であり、よくわからない。だがしかし、范泰上表の文脈に限定していえば、就任官職の官品と郷品との間にずれのあるケースを想定していたとは考えがたいので、基本的には胡宝国氏ら中国の研究者が考えるように、「二品才堪」を郷品二品と考えて差支えないであろう。そもそも宮崎氏自身が想定された「郷品のインフレーション」という見解との整合性という面からいっても、「門地二品」と「二品才堪」を郷品二品の中の上下でとらえたほうが妥当と考えるのである^①。

叙上の考察に基づいて、范泰上表の一節の本稿における解釈を以下に示す。

昔西晋の国子助教もまた郷品二品の者を用いた。潁川の陳載は、すでに太保掾に辟召されていたが、国子監は彼を採用して助教(六品)とした。彼は、太尉陳准の弟であった。このように、貴ぶところは才能ある者を確保することにあつたのであつて、格付けには関係なかつたのである(従つて陳載のような超一流の名門が就任することさえあつた)。(その後)教学は明らかではなく、奨励も不十分であつた(そのため郷品二品の者の中で国子助教の評価が下落して¹⁵⁾いた)。そこで、職が閑で学問が優秀な者がいたら、本官を以て国子助教を領職するようにし、門地二品の初任者の場合は、奉朝請を以て国子助教を領職させるようにしたい¹⁶⁾。そのようにすれば、国子助教の品格を明示することができるとし、学問重視政策の一環ともなる。門地二品でこないが、その才能が二品にたえるという場合は、旧来の制度によつて国子助教の職務に従事させるようにしたい¹⁵⁾。

二 姓譜の盛行

前節では、范泰上表にみえる門地二品についての宮崎市定氏の学説に検討を加えた。宮崎説では、郷品二品すなわ

ち門地二品階層が、東晋中末期には固定して閉鎖性を強め、またその門地二品階層の内部においても家格の等級が分化し、その家格もまた固定して、一段と世襲的性格を強めたと考える。一方、私見では、門地二品とは郷品二品の全体を指すのではなく、郷品二品階層の上層であり、郷品二品階層には、門地がなくとも才学が認められれば新規参入も可能であり、一定の流動性が確保されていたと考えるのである。ところで、宮崎氏が上述のように東晋中末期に、郷品二品階層の固定化と、その内部での家格の分化と世襲的性格の強化を想定された論拠は、范泰上表の門地二品のみならず、広く東晋中末期の社会をどのようにとらえるかという問題と深くかかわっている¹⁷⁾ので、この点についての考察が必要である。

宮崎氏は、「北来流寓貴族の中で特に傑出したのは瑯邪の王氏である。ついで謝氏が著われ、王謝と併称された。第一第二の貴族の格付けが定まると、続いて各家の大体の相場が、そこから自然に判定されるので、ここに南方における貴族社会は安定し固定する傾向が強¹⁸⁾く現われてきた。」と述べ、東晋中末期を貴族の格付けが定まり、固定化する時期ととらえた。もとより、王氏、謝氏と一族を一括してとらえているように見える点は、矢野主税氏が批判したように、門流による差異を考慮すべきであろう¹⁷⁾が、宮崎氏が東

晋中末期の貴族社会の固定化を主張する論拠は、王・謝ということ以外にも、東晋末以来の姓譜の盛行についての理解が大きく関連しているので、以下本節においてはこの姓譜の問題を取り上げる。

まず、宮崎氏の所説をみてみよう。

南史卷五十九王僧孺伝によると、当時官僚の履歴を編纂して姓譜を造ることが行われ、晋の太元中に散騎侍郎賈弼の撰した七百十二卷という膨大な系譜が秘閣に蔵せられ、その副本が尚書左民曹にあった。別に尚書には各官の履歴書があり、一たび晋の咸和初年に蘇峻の叛乱によって焼かれたが、咸和二年以後のものは、宋代に至るまで尚書左民曹の前廂に、東西二庫に分つて堆積していた。王僧孺は此等の資料に基づいて、州譜、百家譜集抄などの書を選したと言う。この百官の履歴が尚書左民曹にあったのは、恐らく徭役免除と関係あり、これらの所謂士籍に登載されているか否かで、徭役の有無が決定せられたのであろう。かくの如く資料が尚書に保管され、確実な証拠によって門閥の上下が判定されると、もはや中正の仕事は大半が失われる。とあり、門閥の上下を判定し序列を決める際の根拠は、東晋・太元（三七六～三九六）中に編纂された姓譜と官僚の履歴書とであり、いずれも尚書左民曹に保管されていたと

いう。しかし、この宮崎氏の所謂履歴書については、『南史』卷五十九王僧孺伝に、

先是、尚書令沈約以為「晋咸和初、蘇峻作乱、文籍無遺。後起咸和二年以至于宋、所書並皆詳實、並在下省左戸曹前廂、謂之晋籍、有東西二庫。此籍既並精詳、実可宝惜、位宦高卑、皆可依案。……臣謂宋・齊二代、士庶不分、雜役減闕、職由於此。竊以晋籍所余、宜加宝愛。」

これ以前、尚書令沈約がいうことには、「東晋の咸和元年（三二六）、蘇峻が反乱をおこし、戸籍は残されたものは無かった。その後、咸和二年から劉宋まで、戸籍の記載は皆詳細確実であり、尚書下省の左民曹の前廂にあり、これを晋籍といい、東西二庫に保管された。この戸籍は精密詳細であつて、まことに大事にすべきもので、官位の高下は、これを根拠として調査することができる。……私の考えでは宋・齊二代には、士族と庶民とが区別できなくなり、雜役が減少し欠乏しているのは、もっぱらこのことによるのである。私の考えでは、晋籍の残存しているものを、大切にすべきである。」

とあり、訳文にも示したとおり、蘇峻の反乱の際に失われたのは履歴書ではなくて戸籍である。そもそも、この沈約

の上言は、『通典』卷三食貨「郷党」にも載せられていて、右に引用した『南史』所載の記事と出入りがあるが、庶民が戸籍の注記の不正な書き換えによつて士族であると詐称し免役特権を得ている問題の解決策を提案したものであつて、官僚人事にかかわるものではないから、官僚の履歴書ではありえない。従つて、右の記述からは、戸籍に注記される父祖の官歴によつて士族か庶民かの判定をしたことは読み取れるが、それは門閥の上下の格付けとは無関係なのである。

もうひとつの姓譜については、右に引いた沈約の上言に続けて、

武帝以是留意譜籍、州郡多離其罪、因詔僧孺改定百家譜。始晋太元中、員外散騎侍郎平陽賈弼篤好簿狀、乃広集衆家、大搜群族、所撰十八州一百一十六郡、合七百一十二卷。凡諸大品、略無遺闕、藏在秘閣、副在左戸。及弼子太宰參軍匪之・匪之子長水校尉深世伝其業。太保王弘・領軍將軍劉湛並好其書。弘日对千客、不犯一人之諱。湛為選曹、始撰百家以助銓序、而傷於寡略。齊衛將軍王儉復加去取、得繁省之衷。僧孺之撰、通范陽張等九族以代雁門解等九姓。其東南諸族別為一部、不在百家之數焉。

梁の武帝はこういうわけで姓譜や戸籍に留意するよう

になり、州や郡は多くその不正を容認した罪に問われ、こうした事情から王僧孺に百家譜の改定を命じた。そもそも、東晋の太元中、員外散騎侍郎の平陽の賈弼が官僚の履歴書に造詣深く、広く多数の家族の書類を収集して、編纂したものは十八州一百一十六郡にわたり、合計七百一十二巻であつた。およそ主要な家族については、ほぼ遺漏なく、宮廷図書館に所蔵され、副本が尚書左民曹にあつた。賈弼の子の太宰參軍匪之・匪之の子の長水校尉淵が代々その系譜に関する学問を伝えた。劉宋の太保王弘・領軍將軍劉湛はともにその書を楽しんだ。王弘は毎日千人の客に應對したが、一人の諱も犯すことがなかつた。劉湛は尚書吏部郎となると、百家譜を編纂して選考に役立てたが、あまりにも簡略であつた。南齊の衛將軍王儉がその内容に削除と増補を加え、適度の内容になつた。王僧孺編纂のものは、范陽の張氏等九族を加えて、雁門の解氏等九姓を削除した。東南の呉姓の諸族は別に一部を編纂し、百家には加えなかつた。

とあり、東晋末以来梁初に至るまでの姓譜編纂の歴史が述べられている。この姓譜が、戸籍とあいまって士庶の判別に用いられる以外、吏部の選考にも用いられたことは右の劉湛に関する記載から読み取れるが、具体的にはどのような

に使用されたのであろうか。第一には、人事選考に際して
 官人の父祖の諱を避けるために使用された。『梁書』卷二五
 徐勉伝に、

勉居選官、彝倫有序、既閑尺牘、兼善辭令、雖文案填
 積、坐客充滿、應對如流、手不停筆。又該綜百氏、皆
 為避諱。

徐勉は吏部尚書となつて、一定の規則のもとに人事を
 行い、文書作成に習熟し、弁舌もたくみであつたので、
 書類が積み重なり、順番待ちの客が満ち溢れても、応
 対は流れるようで、手も筆をやすめなかつた。また百
 氏についての知識をそなえ、みなその父祖の諱を避け
 た。

とあり、父祖の諱を避けることが、姓譜に精通することの
 重要な目的のひとつであつたことが知られる。吏部の職務
 には、「百氏」に精通することが必須であるといふことは、
 『南齊書』卷四二王晏伝にも、次のようにみえる。

上欲以高宗代晏領選、手敕問之。晏啓曰、「鸞清幹有余、
 然不諳百氏、恐不可居此職。」上乃止。

南齊の武帝は蕭鸞（後の明帝）を王晏の後任として吏
 部を領職させようとおもひ、手敕でたずねた。晏が啓
 していうには、「蕭鸞は清廉有能といふことでは十分で
 すが、百氏に精通しておりませんので、おそらくはこ

の職がつとまらないでしょう。」と。武帝はそれでやめ
 た。

とあり、百氏に精通することが、具体的に何のためかは明
 記していないが、前掲徐勉伝を参照すれば、任官者の父祖
 の諱を避けることもその一つだろう。ただ、この父祖の諱
 を避けるということは重要であるけれども、そのことの大
 めだけに、「百氏」への精通が必須とされたわけではないで
 あろう。

『陳書』卷二六徐陵伝には、

自古吏部尚書者、品藻人倫、簡其才能、尋其門胄、逐
 其大小、量其官爵。

旧来、吏部尚書は、人物を評価格付けする場合、その
 才能、門地、年齢、官爵をしらべた。

とあり、吏部尚書が任官希望者を評価格付けする場合の規
 準を述べているが、この門地の調査のためにも、「百氏」へ
 の精通は必須だつたはずである。事実、梁の元帝撰の『金
 樓子』卷二「戒子」にも、

譜牒、所以別貴賤明是非、尤宜留意。或復中表親疎、或
 復通塞升降、百世衣冠、不可不悉。

譜牒は、貴賤を区別し是非を明らかにするためのもの
 であるから、もつとも留意すべきである。親類の親疎
 であるとか、官途の上下であるとか、何代も続いた高

貴な家柄などは、知悉していなくてはならない。とあって、譜牒はその人物の門地を知る場合にも有用と認識されていたことは確かなのである。

ただ、ここで問題なのは、その門地を調べるといふ場合、姓譜のなかに家格の等級付けがなされていて、機械的にその等級によつて、自動的に官職を決定したのか、あるいは、姓譜には等級は記載されず、その人物の父祖の官職や婚姻関係を記すのみで、個別の人事案件ごとに必要な情報を引き出して比較するという方法だったのか、という点である。この点について論及した研究は、管見の限りでは見られず、家格の等級付けがなされていたことを前提にした立論が多い。しいてその論拠を求めらば、唐代の氏族志において氏族の等級付けが行われていたことからの類推であろうが、唐代以前にも、山東や関中の名族である「郡姓」の等級が北魏・孝文帝の時に定められたこと（氏族詳定）がある。『新唐書』巻一九九儒学伝中・柳冲伝には、

「郡姓」者、以中国士人差第閥閥為之制、凡三世有三公者曰「膏粱」、有令・僕者曰「華腴」、尚書・領・護而上者為「甲姓」、九卿若方伯者為「乙姓」、散騎常侍・太中大夫者為「丙姓」、吏部正員郎為「丁姓」。凡得入者、謂之「四姓」。

「郡姓」なる者は、中国の士人であるので、閥閥によつ

て等級付けて制度化し、三世代のうちに三公を出していれば「膏粱」といい、尚書令・僕射を出していれば「華腴」といい、尚書・領軍將軍・護軍將軍以上を出していれば「甲姓」といい、九卿もしくは州刺史を出していれば「乙姓」といい、散騎常侍・太中大夫を出していれば「丙姓」といい、吏部正員郎を出していれば「丁姓」といった。この中に入ることができた者を、「四姓」といった。

とあり、北魏の氏族詳定では、「膏粱」「華腴」「甲姓」「乙姓」「丙姓」「丁姓」の六等級の格付けが行われたという。しかし、南朝の姓譜作成の際にこのような等級付けが行われたことを明示する記述は見られず、北魏のような家格が定められ、それが姓譜に記載されて、官吏の人事選考の規準となっていたかは、別に検討を要する問題であるといわなければならない。

南朝における官吏登用の際に、具体的にどのような判定が行われていたかをうかがうことのできる史料は乏しい。

『隋書』巻二六官志上、「陳官制」には、

三公子起家員外散騎侍郎。令僕子起家秘書郎、若員滿、亦為板法曹、雖高半階、望終秘書郎下。次令僕子起家著作佐郎、亦為板行參軍。

三公の子は員外散騎侍郎に起家する。令僕の子は秘書

郎に起家し、定員が充足している場合には、板法曹参軍となり、板法曹参軍は秘書郎より半階高いが、望は結局秘書郎の下である。次令僕の子は著作佐郎に起家し、また板行参軍となる。

とあつて、任子の規定があつた。これは陳の官制であるが、陳は梁の制度を踏襲しており、さらに、東晋・宋・齐時代にも、これほど整然としたものではないにしても、基本的には任子の原理が貫徹していたことが中村圭爾氏⁽²⁷⁾によつて確認されている。この点からいえば、家格というよりは父の官職が重視されていたといえようが、『南齐書』卷三三王僧虔伝にみえる次の記事は、父あるいは祖父にとどまらず、広く親族の官職や皇室との婚姻を問題にした事例といえ、人事と家格の関連を考へるうえで貴重である。

元徽中、遷吏部尚書。高平檀珪罷沅南令、僧虔以為征北板行参軍。訴僧虔求禄不得、與僧虔書曰、「……僕一門雖謝文通、乃忝武達。群從姑叔、三媾帝室、祖兄二世、糜軀奉國、而致子姪餓死草壤。……去冬乞予章丞、為馬超所爭、今春蒙救南昌県、為史偃所奪。二子勲蔭人才、有何見勝。若以貧富相奪、則分受不如。身雖孤微、百世国土、姻媾位宦、亦不後物。尚書同堂姊為江夏王妃、檀珪祖亦為江州、尚書從兄出身為後軍参軍、檀珪父积褐亦為中軍参軍。僕於尚書、人地本懸、至於婚

宦、不肯殊絶。……」

元徽（四七三〜四七七）中、吏部尚書にうつつた。高平の檀珪が沅南県令をやめると、王僧虔は征北板行参軍とした。檀珪は僧虔に俸禄収入のよいポストを求めたがかなわず、僧虔に手紙を出しているには、「……自分の一門は文官としての出世の面では劣っておりますが、武官としては出世させていただいております。一族のものは、三度、帝室と婚姻を結び、祖と兄とは二代にわたつて、粉骨碎身、国のために働いたというのに、子やおいは野垂れ死にするありません。……去年の冬、豫章郡丞の候補になりましたが、馬超に獲得され、今春は南昌県令の候補になりましたが、史偃に奪われました。この二人の勲蔭人才は、どこが私にまさるといふのでしょうか。もし貧富という基準で奪われたというのなら、及ばなかつたとあきらめましよう。自分は父をなくし貧しいですが、百世の国土であり、累代の婚姻や仕官の面で、人におくれはとりません。尚書の父方の姉は江夏王妃ですが、わたしの父方のおばは、南譙王妃ですし、尚書の妻は江夏王のむすめですが、わたしの祖父の姉妹は長沙景王に嫁ぎました。尚書の伯父は江州刺史になりましたが、わたしの祖父も江州刺史になりましたし、尚書の從兄は後軍参軍に起

家しましたが、わたしの父の起家官も中軍参軍^⑩です。自分
分は尚書に較べれば、人物の面でもちろんずっと劣り
ますが、累代の婚姻や仕官という点では、それほどへ
だたっているとは思いません。……」

とあつて、劉宋末の元徽年間、檀珪が、沅南令をやめた後
で征北板行参軍とされたが、俸禄収入のよい官職を求め
る檀珪は、吏部尚書王僧虔に対して、自分の家と王僧虔の家
との累代の婚姻や仕官の状況に大差ないことを申し立て
て、自分の要求を聞き届けてくれるように要請したとい
話である。名門中の名門ともいうべき王僧虔に対して身の
程知らずという意味合いの逸話ではあるけれども、このよ
うに親族の婚姻や仕官の状況を比較するということが自
体は、任官候補者の優劣を決する場合に、当時一般的にあり
得たことであろう。

右のように系譜をさかのぼって親族の婚姻や仕官の状況
を比較して官職を要求することが任官希望者によつて行わ
れ、またそのような要求に対処するために、あるいはその
ような要求の有無にかかわらず、広範な官僚層の了解を得
られるような人事^⑪を行うために、「百氏」への精通が吏部尚
書や尚書吏部郎には必須であつたのではないだろうか。も
し、この想定に誤りなければ、東晋末以来、賈氏などによつ
て作成されていた姓譜の類には、諸氏の等級付けが明記さ

れていたとは考えにくいのではなからうか。なぜなら、姓
譜に家格の等級が明記されていたとするならば、その等級
にもとづいて機械的な運用が可能だつたはずであり、そう
であれば、とくに「百氏」に精通するまでもなく、姓譜を
検索して等級を確認すれば事足りるだらうからである。姓
譜には父祖をはじめとする親族の諱、婚姻、仕官等の情報
が書き込まれており、ある官職に欠員が生じること、個々
の人事案件について、その候補者本人の才能はもとより家
柄などの背景を知つて総合的に評価する必要がある、それ
ゆえにこそ、「百氏」への精通が強調されなければならな
かつたと考えるのである。

このようにみえてみると、東晋末以来、数次にわたつて編
纂されたいわゆる姓譜においては、家格の等級付けは行わ
れていなかったと考えられるのであつて、そのことはまた、
門地二品が郷品二品のなかの上層であり、郷品二品には門
地はなくとも才学による参入の道が開けていたと考えられ
ることとあいまって、東晋中末期以降の門閥貴族社会の固
定化という通説には、大幅な修正が求められることになら
う。

三 門閥貴族批判

范泰上表の「門地二品」と、東晋末以降の姓譜との考察から、東晋中末期以降、門閥貴族の家格の序列が確定したとする通説は、論拠に乏しいことがほぼ明らかになったと考える。にもかかわらず、従来、門閥貴族社会の固定化という通説が行われてきた要因としては、南朝期にも門閥貴族批判論が展開され、その中で門閥貴族社会の固定化を強調する論陣が張られていたことが、大きく関係しているであろう。本節では、このような門閥貴族批判の言説についてみていくことにする。

まず、『宋書』の撰者沈約による批判から取り上げよう。『宋書』巻九四恩倖伝序には、

漢末喪乱、魏武始基、軍中倉卒、權立九品、蓋以論人
才優劣、非為世族高卑。因此相沿、遂為成法。自魏至
晋、莫之能改、州郡郡正、以才品人、而舉世人才、升
降蓋寡。徒以馮藉世資、用相陵駕、都正俗士、斟酌時
宜、品目少多、隨時俯仰、劉毅所云「下品無高門、上
品無賤族」者也。歲月遷譎、斯風漸篤、凡厥衣冠、莫
非二品、自此以還、遂成卑庶。周・漢之道、以智役愚、
台隸參差、用成等級、魏晋以來、以貴役賤、士庶之科、
較然有弁。

後漢末の混乱の中、曹操は政權の基礎固めをし、戦時の非常措置として、九品の制を立てた。この制度は、人材の優劣を論じようとしたのであって、家柄の格付けを意図したのではなかったはずである。この臨時の制度はしだいに定着して、正式の制度となった。魏から晋となっても、これを改めることができず、州大中正・郡中正は、才能によって人材を格付けするとはいっても、世の中の人材が、才能によって官位を上下した例は少なかったようである。ただ家柄によって、相手をしのごこととなり、中正官は俗士であるので、当時の官界の力関係を考慮に入れて、格付けを適宜操作する。劉毅のいわゆる「下品に高門なく、上品に賤族なし」という状況である。歲月の移り変わるとともに、この風潮はしだいに強まり、およそ高官という高官は二品でないものではなく、これより以下は、卑庶となってしまう。周・漢のやり方は、智者が愚者を使役するもので、官庁の労務者には台・隸などいくつものランクがあった。魏晋以来、家柄の貴い者が賤しい者を使役するようになり、士庶の差等が、はっきりと弁別されるようになった。

とある。宮崎市定氏は、この沈約の議論を引用して、貴族階級としての門地二品成立の傍証とされた。確かに「高官

という高官は二品でないものはなく、これより以下は、卑庶となつてしまつた」という叙述は、宋・斉時代には、郷品二品の階層が六品以上の流内官を独占していると、少なくとも沈約が認識していたことを示すものであり、おそらくは沈約に限らず、当時の有識者に共通の認識であつたにちがいない。そして二品による高官独占の背景として、沈約は、本来その人物の才能によつて等級を付すべき中正が、結局累世高官を輩出する有力な家門の意向に左右された評価を下す傾向を指摘している。「下品に高門なく、上品に賤族なし」という劉毅の中正制度批判を踏まえた指摘であるが、ここで注意しておくべきことは、沈約においても、あくまで中正による等級付けが、有力家門の意向に左右された結果として、「下品に高門なく、上品に賤族なし」という傾向性がみられるに至つたということであつて、決して家格によつて自動的に郷品が付与されたとは考えられていない点である。この点については、宮崎氏も、「尤も西晋頃までは、まだ個人の才徳の有無も併せて評価され」たと考えておられるので、ここで問題としたいのは、西晋以後、東晋を経て南朝に至るまでに家格によつて郷品が自動的に付与され、その郷品を付与された者のうち二品の者によつて高位の官職が独占される事態となつた、という通説的理解についてである。

二品による高官独占を述べた文に続けて、「智者が愚者を使役する」周・漢的なあり方から、「家柄の貴い者が賤しい者を使役する」魏晋以来のあり方への変化を説いていることから、郷品二品の階層が六品以上の流内官を独占している状況を述べて、そこに智愚よりも貴賤が重視される傾向を見出し、智愚によつて差等を設ける賢才主義的あり方への共感を強く主張していることは、確認できる。ただし、家格によつて郷品ひいては就任官職が自動的に決定されたか否かについては、恩倖伝序文自体は何も述べてはいないといふことも、同時に確認しておくべきことであろう。この沈約『宋書』の本紀・列伝が完成したのは、南斉・武帝の永明年間のことであつたが、沈約と同様の賢才主義的主張は、南斉末に完成した『宋略』の撰者、裴子野の論にもみられる。

『資治通鑑』卷二二八「宋紀」一〇孝武帝大明二年、「裴子野論曰」の条には、

古者、徳義可尊、無挾負販、苟非其人、何取世族。名公子孫、還齊布衣之伍、土庶雖分、本無華素之隔。自晋以来、其流稍改、草沢之士、猶頭清塗、降及季年、專限閭閻。自是三公之子、傲九棘之家、黄散之孫、蔑令長之室、転相驕矜、互争銖両、唯論門戸、不問賢能。以謝靈運・王僧達之才華輕躁、使其生自寒宗、猶將覆折、

重以怙其庇蔭、召禍宜哉。

むかしは、その徳義が尊ぶべきものであれば、賤しい身分のものであらうと差別せず、その人物が適格でなければ、家柄の良いものでも取らなかつた。名公の子孫でも、庶民の列にもどり、士庶の区別はあつても、家柄による差別はなかつた。晋より以来、その傾向がやや改まつてきたが、在野の士でも、出世コースのつて頭官に到達することがあつた。しかしその末期には、もつぱら門閥出身者に限定されるようになった。これより、三公の子は、九卿の家を見下し、黄門郎・散騎侍郎の孫は、県の令長の家をさげすむようになり、だんだん相手をみくだし、おたがいちよつとの差を争い、家柄のみ問題とし、賢能を問題にしなくなつた。謝靈運・王僧達のような華々しい才能と軽率な性格のものが、寒門に生れたとしても、挫折したであらうが、ましてやその門地をたのんでいたから、わざわざいを招いたというのも当然である。

とある。この論にみえる「三公の子」、「九卿の家」、「黄門郎・散騎侍郎の孫」、「県の令長の家」は、全体を貫く門閥批判の論旨とあいまって、厳然と等級付けられた貴族の資格の存在をたしかに連想させるものではある。だがしかし、仔細に分析するならば、「三公の子」という表現は、そのあ

とに続く語句においては「孫」「家」という語におきかえられていなければならない。前節に引いた『隋書』卷二六百官志上、「陳官制」の任子の規定との関連で考えるべきであらう。先にも述べたように、当時における官人の起家の実態としては、事実上任子制がほぼ貫徹していたことが確認されており、この点を無視できない。そして、この任子制的な任用の結果として、一種の家格が形成されていくことも事実であつて、裴子野の門閥批判、賢才主義的主張の主旨からいって、「三公の子」以下の語句は、任子制的任用の結果として形成されてきた家格を指すと考えるのが妥当であらう。当時の官制の実態と関連付けて考察した場合、この裴子野の論からは、任子制的な任用の結果として家格が形成されたということとはできて、その逆にあらかじめ等級づけられた家格によつて郷品ないしは官職が付与されたということまでは導き出せないのである。

以上、南齊代の沈約、裴子野二人の士大夫による門閥批判論をみてきた。いずれも、門閥批判、賢才主義の立場から、当時における家格重視の風潮を鋭く批判していることは確認できるものの、家格を前提に郷品二品が与えられ、また六品以上の流内官の官職が与えられたことまでは導き出せなかつた。南齊代における賢才主義的主張の昂揚は、梁王朝を創始した梁の武帝、蕭衍による改革となつて結実す

ることになるが、その蕭衍が南齊極末に提出した上表文
 『梁書』卷一武帝紀上にも、

且聞中間立格、甲族以二十登仕、後門以過立試吏、求
 之愚懷、抑有未達。

それに聞くところでは、このごろ規定を立てて、甲族
 は二十歳(十歳代後半)で起家し、後門は「過立」(二
 十歳代後半)で起家するようにしたそうですが、私の
 考えでは、そもそも納得できない点があります。

とあり、「甲族」と「後門」の格差の不当性が指摘されてい
 る。この「甲族」は、六品官の秘書郎、著作佐郎等に起家
 する階層であり、「後門」は同じく六品官ではあるが、秘書
 郎、著作佐郎等よりも評価の低い奉朝請、太学博士等に起
 家する階層であつて、ともに郷品二品の階層に属する。つ
 まり、「甲族」は郷品二品のなかの上層、「後門」は郷品二
 品のなかの下層なのである。蕭衍上表において問題視され
 ている「甲族」と「後門」との格差と、沈約の恩倖序文
 における「二品」とそれより以下との格差は、それぞれ別
 個の問題ではあるが、ともに才能よりも出自を重視する風
 潮を背景としている点では同じである。この蕭衍上表は、一
 見「甲族」「後門」という家格を前提として、その家格に見
 合った起家をさせる制度の存在を裏付けるようにもみえる
 が、前節で考察した官吏任用の実態を考慮に入れるならば、

父の官職を主たる要素として、その他の条件をも加味して、
 起家年齢や起家官が決定され、そのような営為の累積の結
 果として、何代にもわたって二十歳未満で起家する者を輩
 出するいわゆる「甲族」という家格が形成されることはあつ
 ても、その逆ではないと考えられよう。^⑩

以上、本節では、東晋中末期以降における門閥貴族社会
 の固定化という通説を支える論拠とされてきた門閥批判論
 の記述に検討を加えた。郷品二品階層による六品以上の流
 内官独占の傾向は確かにみられることであり、その郷品二
 品階層のなかにも上下の格差が存在したことも事実であつ
 て、出自重視の傾向や家格とよぶべきものの形成がみられ
 たことは否定し得ないことであろう。ただ、このことから、
 もっぱら家格を前提とした郷品の付与や官吏登用が行われ
 ていたと考えるのは、あまりにも当時の門閥批判論の口吻
 にひきずられた理解といふべきである。家格や家柄が重視
 される社会となつたとはいつても、その実態は、父の官職
 を主とし、その他、親族の官職就任状況や皇室との姻戚関
 係、本人の才能・学問などの諸条件が加味されて、任官や
 郷品が決定されたと考えるべきであろう。^⑪たとえば、『宋書』
 卷八九袁粲伝に、

陳郡陽夏人、太尉淑兄子也。父濯、揚州秀才、蚤卒。祖
 母哀其幼孤、名之曰愍孫。伯叔並當世榮顯、而愍孫饑

寒不足、母琅邪王氏、太尉長史誕之女也、躬事績紡、以供朝夕。愍孫少好學、有清才。……初為揚州從事、世祖安北・鎮軍・北中郎行參軍、南中郎主簿。

陳郡・陽夏の人、太尉淑の兄の子である。父の濯は、揚州より秀才に推挙されたが、早くに死去した。祖母は袁粲が幼くして父をなくしたのを哀れんで、愍孫と名づけた。おじたちはみな当世の榮譽ある顯官であつたが、愍孫は貧窮であつた。母は琅邪の王氏、太尉長史のむすめであつたが、みずから糸をつむいで、生活費に供した。愍孫は幼少より學を好み、清才があつた。

……揚州従事史に起家し、劉駿の安北・鎮軍・北中郎府の行參軍、南中郎府の主簿となつた。

とあり、父を早くになくした袁粲はおじたちが顯官にありながら、貧窮生活をおくり、二流貴族の起家官である揚州従事史に起家し、その後も軍府の行參軍や主簿などを歴任したという。もとより後年に榮達をとげた袁粲の幼少時における苦勞話としての誇張もふくんでいることを考慮に入ればならないが、むしろ父の官職が子の任官の際にほとんど決定的要因となつていた実情を抜きにしては成立し得ない逸話であることは確かなのである。

おわりに

本稿では、整然と等級づけられた家格が存在し、またその家格によつて自動的に官職が付与されるという、旧来の南朝門閥貴族制社会のイメージを形成する際に論拠とされてきた、門地二品、姓譜の盛行、沈約らによる門閥批判論などに逐一検討を加えてきた。その結果、右の南朝門閥貴族制イメージは大幅な修正の必要がある、という結論に達した。政府が官僚の履歷書などにもとづいて公認の家格の序列を決定して姓譜に記録し、さらにそこに記録された家格の等級にもとづいてそれぞれの任官希望者の官職が自動的に決定されたという説は、成り立たない。南朝における官吏任用の実情は、任官希望者の父の官職を基軸に、その他の要素を加味して、個々のケースに即して官職の決定を行ったのであり、まさにそのためにこそ譜字に通曉することが吏部官僚に求められたのである。このような一種の任官制を基軸にした任官の堆積の結果として、累代高官を輩出する家格が形成され、門閥貴族制社会とも称し得るような、家柄重視の風潮が支配的な社会が出現したことまでは否定できないが、それはあくまで結果としてそのようなのであつて、家格によつて自動的に官職を獲得し得るような体制は最後までできなかった。それゆえ、門閥貴族とみなさ

れる家門にあつても、父が早くに死去する等の事由により没落することもそれほど稀有なことではなかつたし、その逆に父が禅讓革命、あるいはその他の政変に際会して出世の糸口をつかむことに成功した場合には、その子孫が急激な上昇を果たし、新興貴族の家門が誕生した。もちろん、これら新興家門に対する旧来の貴族家門の拒否反応は相当に強く、またたくまに庶民に転落することも多かつたが、なかには到彦之の子孫(『南史』卷二五)のように新興家門にして旧来の貴族家門の一員に加わつた例もある。宮崎市定氏の研究によつて本格化した南朝門閥貴族制社会研究は、南朝社会の固定の局面をあまりにも強調しすぎたと考えるので、各家門の浮沈の激しい流動的局面において南朝社会を捉え得る可能性をあえて提起した次第である。

注

(1) 宮崎市定『九品官人法の研究』科挙前史一(一九五六、のち『宮崎市定全集』6、岩波書店、一九九二に収録)。九品官人法とは、州郡に中正という官を置き、郷里の評判によつて人物を九品(九等級)に格付けして推薦する。これを郷品といい、中央政府ではその郷品にみあつた等級の官職を与えたが、その官職の等級を官品という。郷品と、はじめて任

官する者に与えられる起家官との対応関係は、おおむね郷品から四等級下げた官品の官職で起家するというものがあった。すなわち、郷品二品ならば、おおむね六品官で起家するのが原則であつた。なお、わが国では、宮崎説に従つて、中正によつて任官希望者に付せられた等級を郷品と呼ぶが、本文で後述するように、中国には、「中正品」など、別の呼称を採用する研究者も多い。

(2) 前掲『九品官人法の研究』(全集 二〇六―二〇七頁)。

(3) 汪征魯『魏晉南北朝選官体制研究』(福建人民出版社、一九九五)も、『通典』によつて國子助教を八品と考えている(三五九頁)。

(4) 福原啓郎『西晋における國子学の創立に関する研究』ト(京都外国語大学『環日本研究』第四号・第五号、一九九七・一九九八)一〇頁。

(5) 閻步克『品位与職位—秦漢魏晉南北朝官階制度研究—』(中華書局、二〇〇二)二九一―二九二頁。

(6) 前掲『九品官人法の研究』(全集)二二〇頁にこの記事が引用されている。ちなみに、汪征魯前掲『魏晉南北朝選官体制研究』でも、「二品才堪」を「才堪二品」と解釈している(三六〇頁)。なおこの汪征魯氏の研究は、「門地二品」についてとはとくに言及していない。

(7) 唐長孺『九品中正制度試釈』(『魏晉南北朝史論叢』生活・読書・新知三聯書店、一九五五)一一四頁。唐氏は、「二品才堪」の起家官については、「不在此例」とあり、奉朝請領國子助教にしないというのみだが、論旨からいって、二品の

なかでも家柄も才能もあつて上位にある者の起家官は当然一流のものであるはずだから、本文では言葉を補つた。

- (8) 胡宝国「東晋南朝時代の九品中正制」(『中国史研究』一九八七年第四期)二七頁。

- (9) 前掲「品位与職位」三二五頁。

- (10) 『世説新語』尤悔篇に、

温公初受劉司空使勸進、母崔氏固駐之、囑絶裾而去。迄於崇貴、鄉品猶不過也。每爵皆免詔。

とあるように、上級官職に就任していても、それに対応する郷品は与えられず、天子の任命大権に依拠して就官する場合もある。右に引いた事例については、越智重明「清議と郷論」(『東洋学報』第四八巻第一号、一九六五)四二頁、野田俊昭「南朝における吏部の人事行政と家格」(『名古屋大学東洋史研究報告』第一八号、一九九四)一六―一七頁を参照。

- (11) 前掲「九品官人法の研究」(全集)に、「その宿命的なる門地も、西晋末以来、相当なインフレーションに見舞われたらしい。門地二品、即ち郷品二品を与えられ、六品官から起家し得る家格は、もはや珍しいものではなく、今度は其中に上下ができてきた。いわゆる東晋初の百六掾の子孫は、概ね門地二品に昇格していたらしい。」(一七一頁)とあるが、郷品二品と門地二品を同義と考えず、門地二品は郷品二品の中の上位にあると考えたほうがよいのではなからうか。

- (12) 公府の掾属は、『宋書』卷四〇百官志下「宋官品表」によれば、七品官であるが、『隋書』卷二六百官志上「梁十八班表」では、六班に「嗣王庶姓公府掾属」がみえ、六班は五品

に相当する。公府のなかでも、太保は太尉・司徒・司空よりも格が高い「上公」であることを考えると、その掾属は、西晋のころから実質五品相当であつたかもしれない。

- (13) 『宋書』卷一四礼志一に、東晋の太元九年(三八四)、国子学が復興されたが、「品課無章、士君子恥與其列。」とある。

- (14) このような官職の組み合わせの意義については、岡部毅史「晋南朝の免官について―免所居官」の分析を中心に、『東方学』第百一輯、二〇〇二)八四頁を参照。ちなみに、『隋書』百官志上「梁十八班表」において、秘書郎は二班の首位、著作佐郎は二位に位置づけられるのに対し、奉朝請は同じく二班ではあるが八位、国子助教は九位である。これがそのまま劉宋初の班位を示すわけではないが、参考にすることは許されよう。

- (15) 東晋末期の国子助教就任の事例としては、『宋書』卷五五臧熹伝の例がある。

少好学、善三礼。貧約自立、操行為郷里所称。晋孝武太元中、循將軍謝安始立国学、徐兗二州刺史謝玄举熹為助教。とある。臧熹が郷品二品を付与されたと明記されているわけではないが、この臧熹こそ「三品才堪」の例と考えてよいであろう。

- (16) 前掲「九品官人法の研究」(全集)三二頁。

- (17) 矢野主税「起家の制について―南朝を中心として」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』第二四号、一九七五)一〇、一五頁。

- (18) 前掲「九品官人法の研究」(全集)一七一頁。

(19) 池田温「中国古代籍帳研究—概観・録文—」(東京大学出版会、一九七九(三〇)三二頁、中村圭爾「南朝戸籍に関する二問題」(『人文研究』第四四卷第一二分冊、一九九二)等を参照。なお、宮崎氏は、「晋籍」を戸籍ではなく官僚の履歴書と解釈したのであるが、それは、趙翼「陔餘叢考」巻一七「譜学」の解釈に基いており、宮崎氏以外にも楊冬荃「六朝時期家譜研究」(『譜牒学研究』第四輯、一九九五)などは「晋籍」を「家譜簿状」と解釈する(二〇頁)。しかし、文脈からいって「晋籍」は、東晋時代の戸籍である。

(20) 賈氏の譜学については、『南齊書』卷五二文学・賈淵伝にも、

世伝譜学。……先是譜学未有名家、淵祖弼之広集百氏譜記、専心治業。晋太元中、朝廷給弼之令史書吏、撰定繕写、蔵秘閣及左民曹。淵父及淵三世伝学、凡十八州士族譜、合百帙七百余卷、該究精悉、当世莫比。永明中、衛軍王儉抄次百家譜、与淵參懷撰定。とある。

(21) 『宋書』卷六九劉湛伝に、
景平元年、召入、拜尚書吏部郎、遷右衛將軍。とある。

(22) 『梁書』卷三三王僧孺伝に、
僧孺集一八州譜七百一十卷、百家譜集十五卷、東南譜集抄十卷。とある。

(23) 野田俊昭「東晋時代における孝と行政」(九州大学東洋史

論集』第三二号、二〇〇四)五六、五七頁を参照。

(24) このほかにも、『陳書』卷二一孔奐伝に、

(太建)六年、遷吏部尚書。……時有事北討、剋復淮泗、徐・兪酋長、降附相繼、封賞選叙、紛紜重疊、奐応接引進、門無停賓。加以鑑識人物、詳練百氏、凡所甄拔、衣冠縉紳、莫不悅伏。

とあり、『陳書』卷三〇陸瓌伝に、

遷吏部尚書、著作如故。瓌詳練譜牒、雅鑑人倫。とあつて、「百氏」や「譜牒」に精通することが吏部尚書の資質として重要であつたことは窺うことができるが、具体的にどのように使われたかは明記されてはいない。

(25) 中村圭爾「六朝貴族制研究」(風間書房、一九八七)第三篇第二章「清官と濁官」三四六頁を参照。

(26) 内藤湖南「支那中古の文化」(一九四七、『内藤湖南全集』第十卷、一九六九所収)に、「梁の武帝の頃、侯景が北齊から梁に降つて来た。これが乱暴者であるが、貴族になりたいとて、南朝の名族である王・謝の家柄に結婚したいと云つた時、武帝は、王・謝はあまり門地が高すぎる。もう少し低いものと婚せよと云つた。貴族は皆譜牒を作り、それによつて等級が定まっていた。唐の太宗が天子になつた時、譜牒の調べをさせたところが、博陵の崔氏(崔氏は多いが、博陵の崔氏は一流である。)が第一流、太宗の家は第三流であつた。この時、全体の門閥を九等に分けたが、合せて二百九十三姓、千六百五十一家あつた。」(全集三二六頁)と、譜牒によつて等級が定まっていたという解釈が示されている。しかし、こ

ここに引用されている侯景の婚姻の話は、『南史』卷八〇賊臣・侯景伝に、

〔侯景〕請娶於王・謝、〔梁武〕帝曰、「王・謝門高非偶、可於朱・張以下訪之。」

とあるのによつており、僑姓名族の王・謝が、呉姓名族の朱・張よりも評価が高かつたことを示してはいるが、南朝において譜牒によつて等級が定まつていたことまで明示しているわけではなく、唐の太宗の時に等級が付けられたことからの類推解釈にとどまる。なお、『晋書』卷五一摯虞伝に、虞以漢末喪乱、譜伝多亡失、雖其子孫不能言其先祖、摯族姓昭穆十卷、上疏進之、以為足以備物致用、広多聞之益。以定品違法、為司徒所劾、詔原之。

とあつて、西晋の摯虞の『族姓昭穆』では、「定品」すなわち格付けが行われていたことがわかるが、東晋南朝の姓譜に関する記述からは格付けが行われていたという確証は得られない。

さらに、『宋書』卷八三宗越伝には、

宗越、南陽葉人也。本河南人、晋乱、徙南陽宛県、又土断属葉。本為南陽次門、安北將軍趙倫之鎮襄陽、襄陽多雜姓、倫之使長史范覲之條次氏族、辨其高卑、覲之點越為役門。とあり、いわゆる姓譜における格付けではないものの、襄陽において氏族の格付けが行われ、次門、役門、そしておそらく次門の上の名族と、少なくとも三等級があつたことが知られる。越智重明氏はこの記載をひとつの論拠として、甲族、次門、後門、三五門（役門）の四つの階層から成る「族

門制」を想定された（『魏晋南朝の貴族制』研文出版、一九八二）が、右の記載はあくまで襄陽における氏族の格付けであつて、これを全国的に施行された制度と見なしがたいことについては、拙稿「南朝貴族の家格」（『六朝学術学会報』第五集、二〇〇四）で述べた。

(27) 中村圭爾前掲『六朝貴族制研究』第二篇第一章「九品官人法における起家」。

(28) 『宋書』卷四二王弘伝に、

〔義熙〕十四年、遷監江州予州之西陽新蔡二郡諸軍事・撫軍將軍・江州刺史。

とあり、王僧虔の伯父、王弘が江州刺史に就任したことが確認できる。

(29) 『宋書』卷四五檀韶伝に、

〔義熙〕十二年、遷督江州予州之西陽新蔡二郡諸軍事・江州刺史、〔左〕將軍如故。

とあり、檀珪の祖父、檀韶が江州刺史に就任したことが確認できる。

(30) 『宋書』卷七五王僧達伝に、

年未二十、以為始興王浚後軍參軍。とあり、王僧虔の從兄（王弘の子）、王僧達が始興王浚の後將軍府の參軍に起家したことが確認できる。

(31) 檀珪の父については、『南史』卷一五檀道濟伝附檀韶伝に、

子臻字係宗、位員外郎、臻子珪。とあるのみで、起家官については確認できない。

(32) 広範な官僚階層の了解を得られるような人事ということに

関連して、南朝の吏部の人事行政における清議の役割を重視する野田俊昭氏の前掲「南朝における吏部の人事行政と家格」など一連の研究が示唆的である。また、『藝文類聚』巻四八引「王蘊別伝」に、東晋時代に吏部郎となった王蘊に關する逸話を載せ、

蘊字叔仁、為吏部郎、欲使時無屈滯。……一官缺者、求者十輩。蘊連状呈宰録曰、「某人有地、某人有才。」不得者甘心無怨。

とある。ひとつの官職をめぐる激しい競争があり、官職を得られなかった者にも納得がいく人事を行うことが、吏部担当者としての高い評価につながったことをうかがわせる。そのほか、『宋書』巻五八王球伝に、

遷吏部尚書。……居選職、接客甚希、不視求官書疏、而銓衡有序、朝野稱之。

とあり、『梁書』卷二一王泰伝に、

復徵中書侍郎、勅掌吏部郎事。累遷給事黃門侍郎、員外散騎常侍、並掌吏部如故、俄即真。自過江、吏部郎不復典大選、令史以下、小人求競者輻湊、前後少能稱職。泰為之不通闕求、吏先至者即補、不為貴賤請嘯易意、天下稱平。とあるのも、吏部人事が「朝野」ないしは「天下」に注目され、評価の対象となっていたことを示唆する。

(33) 前掲『九品官人法の研究』(全集)二〇六〜二〇七頁。

(34) 『晋書』卷四五劉毅伝では、「上品無寒門、下品無勢族」となっている。

(35) 前掲『九品官人法の研究』(全集)四五三頁。越智重明氏

も、西晋貴族制の特質として、「十分には家格中心に固まっていない」点を挙げておられる。前掲『魏晋南朝の貴族制』一七二頁を参照。

(36) この通説的理解は、宮崎市定説にもとづく。たとえば前掲『九品官人法の研究』(全集)に、「東晋以後になると個人が殆んど無視されて、家格だけが評価されるようになった」(四五三頁)とあるのを参照。越智重明氏「族門制」説も、この点に關しては基本的に同様の理解である。

(37) 「過立」の解釈は、安田二郎『六朝政治史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇三)第十二章「王僧虔「誠子書」攷」で説明された当時の年齢表現による。前掲拙稿「南朝貴族の家格」を参照。

(38) 越智重明氏の「族門制」説では、秘書郎、著作佐郎等に起家する階層が郷品二品の甲族であり、奉朝請、太学博士等に、越智氏のいわゆる「次門」も郷品二品に属するのではなにかという批判が、中村圭爾前掲『六朝貴族制研究』第二篇第一章「九品官人法における起家」二一六〜二一七頁および安田二郎前掲『六朝政治史の研究』第十三章「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」六九一頁注四九にみられ、この点中村・安田両氏の見解に賛成である。

(39) 拙稿「南朝官人の起家年齢」(『東北大学歴史資源アーカイヴの構築と社会的メディア化』平成一六年度東北大学教育研究共同プロジェクト成果報告書、二〇〇五)を参照。

(40) 野田俊昭氏は、「宋齐時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」

〔九州大学東洋史論集〕第二五号、一九九七)において、祖父や父の官職とは関係なく家格によつて起家した事例として次の『宋書』卷五七蔡廓伝を挙げておられる(八一頁)。

蔡廓字子度、濟陽考城人也。曾祖諱、晋司徒。祖系、撫軍長史。父綝、司徒左西属。廓博涉群書、言行以礼。起家著作佐郎。

とあり、たしかに父も祖父も三品官にはなっていないが、本人の学才が評価されての著作佐郎起家であつたとも考えられるので、必ずしも家格による起家とはいえない。同氏「南朝における家格の変動をめぐつて」(九州大学東洋史論集)第一六号、一九八八)には右の蔡廓伝以外にも数例を挙げておられる(八二〜八三頁)が、いずれも家格による起家の論拠とは必ずしもいえないと考へる。本稿第二節での検討をふまえるならば、むしろ父の官職を主軸にその他の要素を加味して起家官あるいはその後の任官が決定されていたと考へて差支えないであろう。

(41) ほかに、『宋書』卷五九江智淵伝に、

江智淵、濟陽考城人、湘州刺史夷弟子。父僧安、太子中庶子。智淵初為著作郎、江夏王義恭太尉行參軍、太子太傅主簿、随王誕後軍參軍。世父夷有盛名、夷子湛又有清誉、父子並貴達、智淵父少無名問、湛礼敬甚簡、智淵常以為恨、自非節歲、不入湛門。……元嘉末、除尚書庫部郎。時高流官序、不為台郎、智淵門孤援寡、独有此選、意甚不説、固辭不肯拜。

とあり、『宋書』卷八五王景文伝附兄子蘊伝に、

景文兄子蘊字彦深。父楷、太中大夫、人才凡劣、故蘊不為群從所礼、常懷恥慨。家貧為広徳令。

とあり、『南齊書』卷四七王融伝に、

父道琰、廩陵内史。母臨川内史謝惠宣女、惇敏婦人也。教融書学。融少而神明警惠、博涉有文才。举秀才。晋安王南中郎板行參軍、坐公事免。竟陵王司徒板法曹行參軍、遷太子舍人。融以父官不通、弱年便欲紹興家業、啓世祖求自試。とあつて、父が官僚として出世できなかった場合、子の仕官に影響があつたことを示す。

(42) この事例については、越智重明氏が早くに注目していた。

同氏「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」(『社会経済史学』第二一卷第五・六号、一九五六)九九〜一〇〇頁を参照。